

令和元年9月26日(木)

令和元年第10回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、令和元年第10回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。本日1名の欠席の旨通知がありました
ので、ご報告いたします。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、3番：野崎達男委員、5番：荷川取広明委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明
と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は12件でございます。
受付番号1番から12番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から12番は、別紙参考資料1ページから12ページの調査票のと
おり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たし
ております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は城辺字上区地区の土地改良済み土地で、譲受人はサトウキビ栽培農家で、一般的に篤農家であるため問題ないと思います。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古空港の南側に設置しているハウスであり、譲受人はサトウキビ農家であるがマンゴー栽培もしたいとのことでした。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、比嘉公民館の隣に位置し、譲受人は畜産経営農家であるため問題ないと思います。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を15番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、西平安名先方向に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員にお願いいたします。

大浦推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、狩俣（間那津集落）北西500mに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。機械等はトラクター、耕運機所有です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、西辺小・中学校の隣で譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

宮平推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、腰原のひばり保育所の南東に位置し、譲渡人が高齢で農業が出来ないため、譲受人がサトウキビ栽培の規模拡大のためです。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、宮古島市徳州会病院から松原方向に位置し、譲受人は畜産経営農家であるがサトウキビ栽培も行うとのことです。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員にお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、皆福公民館東側に位置し、譲受人は長年サトウキビ栽培農家であり問題ないです。

議 長：次に受付番号10番と11番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、千代田ハイツより新里向けに位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

受付番号11番の説明をいたします。場所は、上野小学校西側に位置し、譲受人は初めての農業経営ではありますが、従兄弟の手伝い等でサトウキビ栽培を行うとのことです。

議 長：受付番号10番の土地については、委員の方から、譲渡人の確認を待って協議してから移転ということで、今回は保留します。

議 長：次に受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部3区推進委員にお願いいたします。

仲地推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、伊良部小学校の北側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

川満委員：

受付番号12番の資料に植栽とありますが、どのような植物で、これは農業ですか。

伊良部事務局：

譲受人は別の土地にも植栽されています。最高裁では、土地に管理されて栽培するのであれば農地と判断する回答があります。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号10番を除いた、受付番号1番から12番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号13番と14番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号13番と14番は、別紙参考資料13ページから14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

久保委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、JTA ドームの東側に位置し、現在、株出し管理されており、法人化で4人で運営し、ハーベスター・ブルトラの機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、城辺クリニック300を北西に位置し、採草地として管理されています。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号13番から14番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、4件でございます。受付番号15番から18番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号15番から18番は、別紙参考資料15ページから25ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号15番から18番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は、原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、9件でございます。受付番号1番から9番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、吉野集落の北側に位置し、譲受人はハーベスター等の機械を所有しておりサトウキビ栽培であります。

受付番号2番の場所は、福嶺小学校から保良向けに位置し、譲渡人は譲受人とは兄妹関係でこれまで賃貸してきたが、これからは譲受人・個人できび作栽培をしたいとのことでした。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、市営友利団地の南側に位置し、譲受人は10年以上の農業経営者であり、サトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、嘉手苧集落の北側に位置し、譲受人はブルトラ・軽トラ所有で、サトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、伊良部庁舎の北側に位置し、譲受人は規模拡大のためサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号6番から9番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局にお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号6番から9番の説明をいたします。説明については、参考資料を参照して下さるようお願いいたします。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は5件でございます。受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員をお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松久貝に位置し、サトウキビ栽培農家ですが、野菜栽培も行いたいとの事でした。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、友利集落から城辺向け、多良間ファーム施設の500㎡東側に位置し、夏植え栽培がありました。機械等はトラクター・軽トラを所有しています。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、入江集落の北側500㎡に位置し、譲受人は、畜産経営と一緒にサトウキビ栽培も行っています。

議 長：次に受付番号4番と5番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号4番と5番の説明をいたします。場所は、中休みから友利向け300㎡と上原鉄筋工場作業所から150㎡に位置し、譲受人は20年以上の経営でサトウキビ栽培農家です。機械等はトラクター・ブルトラ・軽トラを所有しています。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は14件でございます。受付番号1番から14番を説明いたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入りますが、下地3区・前里孝清推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 下地3区推進委員退室 》

議 長：改めまして、これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。では、下地3区推進委員の入室・着席を認めます。

《 下地3区推進委員入室・着席 》

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明をお終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

現地調査報告をいたします。令和元年9月10日に調査員として、14番：仲里委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、仲間さんの6人で午前10時から午後3時30分まで現地調査を行い、その後事務局にて調査内容等の調整会議を行い、4条申請2件、5条申請15件、継続審議5条申請7件、合計24件の調査を実施し、結果として調整内容等に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所はソバル集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種一元集落接続農地と判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。
日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号農地法第4条第1項の規定による許可後の農地転用事業計画変更承認申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可後の事業計画変更承認申請は1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古島市未来創造センター東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種用途地域の農地と判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。
日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より、議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、22件でございます。
受付番号1番から22番を説明いたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から22番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、受付番号1番の現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明を13番委員にお願いします。

田名委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、平良・三和自動車学校の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地第1種中高層住居専用農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、下地線陸運事務所の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地第1種低層住居専用農地として判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、久松漁港に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地相棟数の宅地連たん、集落隣接した農地として判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、高千穂集落の金城陶芸所の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種で広がりのある農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、張水学園の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地で宅地・原野等に囲まれ連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、北保育所の300[㎡]北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地で宅地・商業用施設と連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を13番委員にお願いいたします。

田名委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、与那覇集落の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地で水道管・下水道管が埋設されている道路の沿線で、公共施設等のある農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、新里部落集落の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地宅地・団地等と連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号9番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、川満集落の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、相棟数の宅地が連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号10番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、川満集落に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん農地と判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員にお願いいたします。

仲里委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地相棟数の宅地連たん、連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 1 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 1 2 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 4 番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 1 2 番の説明をいたします。場所は、与那覇集落センター前に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 2 種農地で市役所等に連なった農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号 1 2 番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号 1 3 番の現地調査の結果ならびに説明を 1 4 番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号 1 3 番の説明をいたします。場所は、沖縄電力の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第 2 種農地原野・宅地等に囲まれた周辺農地として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、徳州会病院の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地連たん、宅地・団地・商業用施設と連なった農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、宮古空港東の多良間家の東側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種一団集落接続農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号16番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地連たん、建設相棟数の宅地が連なった集落建設宅地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号17番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、バイパス線の千代田開発の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地第1種中高層農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号18番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

上原事務局：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、上野線地盛集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第2種その他第2種宅地・原野等に囲まれた周辺農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、3番委員

野崎委員：その他2種の説明をお願いします。

上原事務局：

その他2種の説明として、農地の広がりが10 haを超えているのか、いないのかを確認して決定し、農業用車両が簡単に横断できない道路であること。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号19番と20番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号19番・20番の説明をいたします。場所は、バイパス線の千代田開発の隣に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地第1種中高層農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号19番・20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号21番と22番の現地調査の結果ならびに説明を事務局にお願いいたします。

上原事務局：

受付番号21番と22番の説明をいたします。場所は、宮國集落の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地その他2種原野等に囲まれた周辺農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号21番・22番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第9議案第8号農地法第5条第1項の規定による許可後の農地転用事業変更承認申請についてを議題とします。対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第7号の中から受付番号5番、15番となります。
先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので、日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第10議案第9号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。
事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

下地事務局：

今月の非農地証明交付申請願いは、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、受付番号1番を現地調査担当委員の方から現地調査結果ならびに説明を10番委員にお願いします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、久松公民館から北側に位置した農地で被覆・段差等のある土地として見られ、非農地として認めました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、久松集落内に位置し、元々住宅であるが、原野化されて拝所のような農地であるため非農地と判断いたしました。

議長：はい、ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、狩俣線の特別支援学校の南側の海沿いに位置し、岩盤が多く道路段差がある土地で、非農地として判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、池間給油所の右側に位置し、原野のような状況で岩盤等があり、農地としては難しいと判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の南側に位置し、水はけが悪く、瓦礫も多くて耕作できない状況で非農地として判断しました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、平成の森公園の北側に位置し、伊良部パトロール委員で調査し、耕土深が浅く、耕作出来ない状況ですので非農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を伊良部4区推進委員にお願いいたします。

島尻推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、結の橋学園の400^号南側に位置し、伊良部地区パトロール委員で調査し、岩盤等が多く、表土も浅い状況なので耕作出来ない状況なので非農地と判断いたしました。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないということですので原案どおり決定いたします。

議 長：日程第10議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に日程第11議案第10号土地改良法第52条第8項の規定による土地改良事業本換地計画に対する同意についてを議題とします。事務局より議案の朗読ならびに説明をお願いいたします。

下地事務局：

土地改良法第52条第8項の規定による城辺大牧西地区土地改良事業本換地計画についてをご説明いたします。

宮古島市城辺大牧西地区土地改良事業本換地計画概要を説明いたします。

*地区名：宮古島市大牧西地区

*事業名：農山漁村活性化対策整備事業

*事業主体：宮古島市

*工 期：平成26年～平成30年度（繰越）

*地区面積：30.4ha

*受益面積：24.7ha

*事業工種：区画整理・畑かん

*事業費：1,137,402千円

以上の説明を、農地整備課・土地連合会の担当職員の説明を終わります。

議 長：はい、ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第10号土地改良法第52条第8項の規定による大牧西地区土地改良事業本換地に対する同意についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第11議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

議長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からのご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。
はい、2番委員

久保委員：

今月11日～13日まで九州ブロック農業委員会女性会議に参加してきました。この会議の中で、各地区の委員から農家への意向調査については農業委員会だけでは限界がありますので、中間管理機構の職員等も出席して下さるよう意見等がありました。

長濱委員：

農業関係プロジェクトチームを作って宮古島の農業発展に貢献していくことを要望します。

議長：以上で、発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委員：異議なし

議長：それでは、以上をもちまして、令和元年第10回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

令和元年9月26日(木)

会 長 : 芳 山 辰 巳
3 番 委 員 : 野 崎 達 男
5 番 委 員 : 荷 川 取 広 明